

まずは修学特別支援室（場所：事務局内 ☎ 0258-21-3351
✉ shien@nagaoka-id.ac.jp）へ相談してください。

障がいのある学生の修学支援

障がい（身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等）のある学生が他の学生と平等に授業を受けたり大学生活を送ることができるよう調整していきます。

〈障がい学生支援の流れ〉

1. 事前（初回）相談・支援申請
 - 修学特別支援室職員に相談する。
 - 支援の提供を希望する場合は「修学支援申請書」を提出する（本人→修学特別支援室）。
2. 支援実施にむけての調整
 - 修学支援申請書に基づき、修学特別支援室職員と面談を実施する。修学特別支援室は必要に応じて学科長やホームルーム担任と連携し、支援内容を具体的に検討する。
 - 修学特別支援室が作成した「修学支援計画書」について、学生本人および保護者で支援内容を確認する。
3. 支援開始
 - 修学支援計画書に基づき、支援の提供を受ける。
4. 支援の検証、再調整
 - 修学特別支援室は、原則的に半期ごとに学生本人（保護者も含む場合あり）と振り返りを行う。支援内容が適切であったか、修正点の検証、来期の支援継続の希望の有無について双方で話し合う。

修学特別支援室

修学で困難を抱えている学生の修学支援

修学特別支援室では、授業に出席できない、課題が提出できない、スケジュールがうまくいかないなどの困りごとや、あるいは障がいを抱えている学生の相談を受付けています。困難を抱えている学生が実りある大学生活を送るため、一緒に考え、支援を行います。